

2018年8月1日より選定療養費を変更いたします

当院では、健康保険法第86条に基づき、他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちでなく直接来院された初診の方について、初診に係る費用として「初診時選定療養費」をご負担いただいております。

この度、診療報酬改定に伴い、初診時選定療養費を下記の通り変更いたします。

2018年7月31日まで 1,620円（税込）

2018年8月 1日より 2,160円（税込）

※下記に該当する場合、ご負担の対象となります。

- ・ 当院を初めて受診する方
- ・ 以前受診したことはあるが、前回の受診日から3ヶ月以上間隔があいている方
- ・ 患者さんの任意により治療を中止した後、改めて受診される方

※次のような場合は対象外となります。

- ・ 救急搬送された方
- ・ 各種公費負担制度（指定難病、自立支援医療、生活保護等）を受給されている方
- ・ 労働災害、公務災害、交通事故で受診される方 など

ご理解とご協力をお願い致します。

病院長

紹介・救急・入院診療に注力し、 かかりつけ医への逆紹介を推進します。

国の政策として地域医療の充実、病院／クリニックの連携・役割分担が推進されています。

当院は地域医療を支える急性期病院として、入院治療や精密検査、治療方針の見直し、急性の症状悪化に適切な医療を提供できる体制を整えていきます。外来診療を可能な範囲で縮小し、内容の濃い診療を提供する方針です。病状が安定している定期受診患者さんの日常的な医学管理、生活指導、重症化予防はかかりつけ医へ依頼し、紹介患者さんを優先して積極的に受け入れます。

紹介状がなく、初めて当院を受診する場合には、通常の医療費に加えて選定療養費のご負担が必要となります。また、お待たせする時間も長くなります。まずは、かかりつけ医の受診をお勧めします。

予約受診の患者さんにはご迷惑をおかけ致しますが、緊急性の高い紹介受診を優先することで診療時間に遅れを生じる場合があることをご了承くださいますようお願い申し上げます。

～ かかりつけ医のイメージ ～

